

町民課
役場1階 税の関係
窓口1番 ☎47-2203
☎47-2193

土地・家屋価格等
帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。
平成21年1月1日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧します。ご確認ください。
○縦覧対象者 本町に固定資産を有する納税者（代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものが必要です）
○縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)

情報案内

役場開庁時間 8:30～17:30
(土・日・祝日除く)

のらしの インフォメーション

- 対象年齢 未就学児～1歳6か月児（平成19年11月生まれまで）
- 個人負担 800円（フッ素塗布には、受診票が必要）
- 申込み 4月22日(水)までに、福祉保健課健康増進係までお申し込みください。フッ素塗布に必要な、受診票を発行します。
- 対象となる「特定疾患」など
 - 「特定疾患医療受給者証」または、特定疾患患者認定書「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受診券」「脳脊髄液減少症

（土・日・祝日は除きます）
8時30分～17時30分
○縦覧場所 町民課窓口
確定申告書の内容
もう一度確認を

確定申告書を提出したあとで、計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあったり、確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求められます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告」をして、正しい税額に修正してください。
また、確定申告をしなればならないのに、申告を忘れていたときは、速やかに確定申告をしてください。
○問合せ 北見税務署個人課税第1部門（☎23-7151）

福祉保健課
総合福祉センター窓口7番
☎47-5555
補装具費の一部を支給
身体障害者手帳をお持ちの方が、義肢、装具、補聴器、車いす、つえなどの補

装具を購入または修理した費用の一部を支給しています。
原則として費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係
重度障がいのある方に日常生活用具を給付
重度障がいのある方に對し、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付しています。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係
重度障がいのある方に手当を支給
■特別障害者手当
20歳以上であつて、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい者本人に支給される手当です。

○問合せ 福祉保健課健康増進係
麻しん・風しんの予防接種
予防接種法の一部改正により、今までに麻しんワクチンを1回しか受けていない世代に対して平成20年度より5年間に限り、第3期（中学1年生に相当する学年）と第4期（高校3年生に相当する学年）についても定期接種を行うことになりました。

20歳未満であつて、重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい児本人に支給される手当です。
○支給額
特別障害者手当
月額2万6,440円
障害児福祉手当
月額1万4,380円

○支給月
毎年2、5、8、11月に各前月までの手当をまとめて支給します。
これらの手当の支給を受けるには、認定請求の手続きが必要。また、受給者および保護者などの前年の所得が一定の額を超えている場合には、支給が停止されます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係
幼児フッ素塗布を受けましょう
フッ素を歯の表面に塗ることによって虫歯の発生を抑制し、フッ素塗布を受けましょう。
○実施歯科医院
湯本歯科医院
○実施期間 5月中（歯科医院の診療時間内）

○問合せ 福祉保健課健康増進係
麻しん・風しんの予防接種
予防接種法の一部改正により、今までに麻しんワクチンを1回しか受けていない世代に対して平成20年度より5年間に限り、第3期（中学1年生に相当する学年）と第4期（高校3年生に相当する学年）についても定期接種を行うことになりました。

診断書」が交付されていることが、助成の条件となります。
○助成範囲および助成額
町外（道内に限る）の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します。
○申請に必要なもの
①「特定疾患医療受給者証」または、特定疾患患者認定書「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受診券」「脳脊髄液減少症の診断書」の写し
②印鑑
③通院証明書（用紙は福祉保健課健康増進係にあります）
④銀行の振込口座番号
○その他 当該年度（4月から6月の場合は前年度）の市町村民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします。

○問合せ 福祉保健課健康増進係
心の病気で治療中の方に交通費の一部を助成
○対象の病気
統合失調症・そううつ病・認知症疾患・アルコール依存症・精神神経症・てんかん・自閉症・精神発達遅滞など
○助成範囲および助成額
町外（道内に限る）の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します
○助成対象医療機関
指定自立支援医療機関（精神通院医療に限る）とします。ただし、18歳未満のお子さんに関しては、北海道緑ヶ丘病院、札幌市立病院清療院など、「北海道児童思春期メンタルヘルズ相談対応ガイドブック」（平成18年3月発行）に掲載の医療機関を対象とします

○通知 2期、3期、4期の対象者には、個別に問診票を郵送します。
○受け方 問診票に必要事項を記入し、平成22年3月31日までに、町内の医院で受けてください。また、すでに麻しんや風しんにかかったことのある方は、ご連絡ください。
○問合せ 福祉保健課健康増進係

されている方で対象となる方には、福祉保健課健康増進係から個別に連絡します。

妊婦一般健診料の助成回数を拡大

妊娠中の母胎の健康保持増進などを目的に、妊婦が公費で受けられる「妊婦一般健康診査助成事業」を実施しています。
4月1日から妊婦健診と超音波検査の助成回数をそれぞれ拡大しました。現在、母子手帳を交付

- 助成回数
 - 妊婦一般健診（変更前）5回→（変更後）14回
 - 超音波検査（変更前）全妊婦を対象に、助成は1回→（変更後）6回
- 問合せ 福祉保健課健康増進係
（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

農地のあっせんには必ず手続きが必要です

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当者で構成する「農地移動適正化あっせん審議会」において、価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。
農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。
詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務局（☎47-2204 役場1階 窓口2番）へお問い合わせください。